議会議員倫理審査会　審査結果報告について

「見附市議会議員政治倫理条例」第９条６項の規定に基づき、見附市議会議員倫理審査結果を公表します。
※以下審査結果報告書

令和３年１２月２１日

見附市議会議長　重信　元子　様

見附市議会議員倫理審査会
委員長　　佐々木　志津子

審査結果報告書

令和３年５月２１日付で提出された審査請求について、見附市議会議員倫理審査会の審査が終了したので、見附市議会議員政治倫理条例第８条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　審査の請求の対象となった議員の氏名

石田敏明議員

２　審査すべき事案の内容

石田敏明議員が個人や団体の名誉を毀損し、議会の品位を貶めるような発言を繰り返していると主張のあった以下の事実は、見附市議会議員政治倫理条例（以下「倫理条例」という。）第４条第１号及び第７号に掲げる倫理基準の遵守に違反するものであるかについて。

（１）令和２年３月１７日の予算特別委員会において、見附市立病院に関して不適切な発言をした。
（２）令和３年１月に見附市立病院の職員が新型コロナウイルス感染症陽性と報じられた際、Twitter に病院職員の心を傷つける投稿をした。
（３）令和３年３月１９日の本会議の討論において、議長からの制止を無視して、議会の品位を貶める発言を繰り返した。
（４）Twitter において、自分の主張と異なる相手を愚弄する投稿を続けている。

３　審査の概要

本件については、次のとおり４回の審査会を行なった。

（１）第１回　令和３年７月７日

ア　委員長の互選

投票により、佐々木志津子委員を委員長に選任した。

イ　副委員長の互選

投票により、佐野統康委員を副委員長に選任した。

ウ　審査会の公開について

審査会は、公開すると決定した。

エ　審査請求の適否について

審査請求は、適正であると決定した。

オ　今後の進め方について

①　請求議員に対する事情聴取を次回の審査会で行なう。

②　対象議員に対する事情聴取を次回の審査会で行なう。

③　提出を求める資料その他審査に必要な調査等については、請求議員及び対象議員の事情聴取後に判断する。

④　次回審査会の進め方については、始めに請求議員の事情聴取、次に対象議員の事情聴取及び弁明とし、その後、資料請求、その他審査に必要な調査及び参考人の出席の必要性について協議する。事実確認をした後に、倫理条例に違反する行為の存否についての審査等、今後の進め方を協議する。次回審査会は、令和３年８月５日に招集する。

（２）第２回　令和３年８月５日

ア　審査請求議員の馬場哲二議員、樺澤直純議員及び浅野千紘議員の出席のもと、審査請求に至った経緯及び審査請求内容について説明を求め、質疑を行なった。

イ　対象議員の石田敏明議員の出席のもと、質疑を行なった。

ウ　追加の資料請求として、請求議員に対し、「見政会だよりを引用した石田議員の３月３０日付 Twitter 投稿を問題視する理由を説明した文書」及び「石田議員の Twitter 投稿のうち、審査請求書に付されたもの以外で議会に関連するものを抜粋した資料」の提出を求めた。

エ　その他審査に必要な調査は、行わないことに決定した。

オ　参考人として、見附市立病院・山村貴広事務長、株式会社見附新聞社・三本進一記者及びアルカディア音楽祭団結式の出席者・渡辺美絵氏の出席を要請することにした。

（３）第３回　令和３年１０月１４日

ア　請求議員から、要請した追加資料の提出があったのでこれを配付

した。

イ　参考人として招致した見附市立病院・山村貴広事務長から、石田議員の令和３年１月１３日付 Twitter 投稿に対する見附市立病院職員の反応について聴取を行なった。

ウ　参考人として招致した株式会社見附新聞社・三本進一記者から、令和３年１月２１日みつけ新聞に掲載された「石田議員が市長に謝罪要求」の記事の執筆に当たっての石田議員及び見附市立病院職員とのやり取りについて聴取を行なった。

エ　参考人として招致した渡辺美絵氏から、令和元年６月２３日アルカディア音楽祭団結式の場で、石田議員と他の来賓との間で起きたいさかいについて聴取を行なった。

オ　対象議員の石田敏明議員が、審査請求に対する弁明を行なった。

（４）第４回　令和３年１１月１６日

ア　請求者の提出した資料及び参考人から聴取した内容に基づき、倫理条例の議員倫理基準に違反する行為の存否について審査をした結果、全会一致で倫理条例の第４条第７号及び第１号の議員倫理基準に違反する行為ありと決定した。

イ　令和３年１２月定例会で議会への報告を行えるように、議長に審査結果の報告を提出することが決定された。

ウ　審査結果を議長に報告するにあたり、倫理条例第９条第３項に規定する対象議員に対する必要な措置の種類を付すことについて諮ったところ、全会一致で付すことに決定した。

必要な措置の種類について各委員から意見を聞いたところ、石田議員は、これまでも反省や謝罪を表明してきた場面がたびたびあったが本当に心から反省している、あるいは謝罪をして本当にこれから良くしようというところが見えず、同様の発言や行動が繰り返されているとして、第４号・辞職勧告とする意見が３名、辞職勧告は重過ぎるため、信頼回復のため今一度心のこもった謝罪の言葉が聞きたいとして、第２号・陳謝文の提出及び議場での朗読とする意見が１名、辞職勧告ではないもっと厳しい措置を、アメリカで見られるように本人にボランティアをさせる等、行動を改めてもらうための具体的な要請をするのがよいとして、第５号・その他とする意見が１名であった。

委員の意見が一致しなかったため起立採決を行ない、起立多数により第４号・辞職勧告とすることに決定した。

４　審査対象事案に対する認定

本件の審査請求書に掲げられた審査対象事案に対する本審査会の認定は、以下の通りである。

（１）令和２年３月１７日の予算特別委員会において、見附市立病院に関して不適切な発言をした。

石田議員は、「見附死人病院ってみんな言っているよ。家のばあちゃんなんか殺されたようなもんだ」という市民の発言を引用し、「見附市民病院に行くと殺される、見附死人病院とやゆされるような現状はいかんともしがたいと考えられます」と、自身も市民の発言の趣旨を肯定している。

風聞のみによって他者の名誉を傷つけ貶めることを中傷と呼ぶのであり、自身で事実関係を確かめることなく、公式の場で軽率に他者の名誉を傷つける発言を行なったことは、議員としての資質に問題ある行為と言わざるを得ない。

（２）令和３年１月に見附市立病院の職員が新型コロナウイルス感染症陽性と報じられた際、Twitter に病院職員の心を傷つける投稿をした。

石田議員は、「ツイートは、市長に診療休止に関する周知と市民への謝罪を勧める意図で行なったものであり、病院職員を傷つける意図は全くなかった」旨を主張しているが、参考人の証言から、当該ツイートが病院職員を責める内容と受け止められ、大変な状況の中で懸命に働く病院職員に不安を与え、心的なストレスを広げていた状況が明らかとなった。

問題視されるべきは、発言の意図を誤解された云々ではなく、自らの発言の影響に思いを巡らすことなく軽率に投稿をしてしまう石田議員の想像力の欠如にある。謝罪のツイートもされたようだが、問題の本質を自覚することなく、批判に対するその場しのぎ的な、とりあえず謝っておけばいいのではないかという態度が見られる。以降も Twitter において同種の発言を変わらずに繰り返している姿を見れば、石田議員に自覚と反省があるようには到底思われない。

（３）令和３年３月１９日の本会議の討論において、議長からの制止を無視して、議会の品位を貶める発言を繰り返した。

議長から「議案に関連しない発言である」と注意を受けたのは、「自らが羽織袴で議場に出席したことを非難された話題」や「過去に行われた別の議員に対する審査請求の話題」を持ち出したためである。議題の趣旨を踏まえずに、論点とは直接関係しない誤認や決めつけを含む主張を繰り返したために、議長から注意を受けたにも関わらず、こ

れに従うことなく持論を展開し続けたことは、議長の議事進行権を無視した議会軽視の行動と言わざるを得ない。

さらに、８月５日の倫理審査会の質疑において、石田議員は、「議長からは、「私は２回目までは、石田議員に注意をします。３回目にやったら、禁止をします」と言われていたので、２回目までは問題ないと考えていた」と議会のルールを自分に都合のいいように解釈し、「本当に制止が必要な場面であれば、議事進行上の権限として、議長は発言の禁止や退去を命じることもできたはずであり、それをしなかったということは、議長が任務懈怠（けたい）をしたのではないか」などと主張しており、議会のルールを愚弄する態度が明らかであった。

（４）Twitter において、自分の主張と異なる相手を愚弄する投稿を続けている。

８月５日の倫理審査会の質疑において、石田議員は、「愚民とは自分自身のことだ」と主張した。しかし、ツイートに散見される「愚民」や「馬鹿」といった言葉が同僚議員等に向けられたものであることは、常識的に考えて、大多数の者がそのように読み取るものと判断する。

異なる意見を持つ市民の間に立ち、互いの利害を調整し、説明を尽くし、合意に努めていくのが、議員の使命・役割である。相手の立場に敬意を払わず、意見だけでなく人間性までも否定する発言、自分の主張にくみしない者を愚弄するような態度は、議員として甚だ不適切である。

５　審査の結果

今回の事案について、本審査会は、倫理条例第４条第１号及び第７号に規定する議員倫理基準に違反があるとすることに、全会一致で決定した。

また、審査結果を議長に報告するにあたり、倫理条例第９条第３項に規定する、対象議員に対する必要な措置の種類を付すことについて諮ったところ、全会一致で付すことに決定した。

必要な措置の種類について各委員の意見を聞き、第４号・辞職勧告とする意見が３名、第２号・陳謝文の提出及び議場での朗読とする意見が１名、第５号・その他とする意見が１名であった。委員の意見が一致しなかったため起立採決を行ない、起立多数により第４号・辞職勧告とすることに決定した。

※令和4年1月25日第5回定例会において、見附市議会議員政治倫理条例第4条第1号及び第7号に規定する倫理基準に抵触する疑いの審査請求について、見附市議会議員倫理審査会の審査報告書のとおり、対象議員に議員倫理基準に違反があることと決定し、必要な措置として議員辞職を求める勧告を行いました。